

市内幼稚園の利用定員変更について

1. 子ども・子育て会議における意見聴取について

学校法人中間東学園から、中間東幼稚園（中間市扇ヶ浦二丁目 22-1）の利用定員変更の申請がなされました。

つきましては、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、利用定員の設定についてご意見をいただくものです。

次のとおり、実際の受け入れ状況に合わせた利用定員に変更することとします。

○利用定員の内容 ※上段：変更前、下段：変更後

利用定員数	1号認定		
	3歳児	4歳児	5歳児
120人	40人	40人	40人
105人	35人	35人	35人

○変更年月日 令和7年4月1日

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、第19条第2号及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

二 略

三 略